

# 平成 25 年度川俣町山木屋地区の 対策地域内廃棄物（鶏ふん等）処分等業務 仕様書

## 1. 業務の目的

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）において、国が対策地域内廃棄物の処理を実施することが定められている。

本業務は、川俣町山木屋地区内にある対策地域内廃棄物（鶏ふん等）の運搬、処分等を行うものである。

## 2. 業務の内容

### （1）業務の対象である鶏ふん等の概要

#### ア) 所在地

福島県伊達郡川俣町山木屋字菅下地内。地番等の詳細は、環境省担当官より通知する。

#### イ) 想定量

鶏ふんは  $897\text{m}^3$ （比重  $0.82\text{t}/\text{m}^3$ ）程度。鶏ふんの他に、金属、コンクリート等が  $2.5\text{m}^3$ （重量  $3.4\text{t}$ ）程度。

### （2）鶏ふん等の運搬

ア)（1）ア)の鶏ふん等の所在地において、フレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）に詰められて養生されている鶏ふん等を運搬車（車両総重量  $20\text{t}$  超のクレーン装置付大型トラック）に積込み、種類に応じて、以下の場所へ運搬する。

#### ①鶏ふんの詰められているフレコン

（3）に基づいて処分を実施する場所

#### ②金属、コンクリート等が詰められているフレコン及び養生に用いられていたブルーシート等

山木屋地区仮置場（運搬距離  $6.0\text{km}$  程度。地番などの詳細は、環境省担当官より通知する。）

イ) 運搬車へ積み込む作業を行う際は、フレコンに雨水や雪等が浸入しないように、積込み前のフレコンには養生に用いられていたブルーシートを掛けながら作業すること。積込み作業の途中で一日の作業を終了する場合は、積込み前のフレコンに掛けたブルーシートが風等で飛ばないように養生すること。

ウ) 運搬車に積載したフレコンは、運搬中に落下、荷崩れ等が生じないように固縛を行い、雨水や雪等が浸入しないよう、ブルーシート等で養生して運搬すること。

エ) 運搬は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版 環境省）」に従って行うこと。

オ)（3）に基づいて処分を実施する場所に運搬した鶏ふんの詰められているフレコンは、荷下ろしの際に以下の対応を行うこと。

①計量法に基づく有効期間内の計量証明検査を受けている計量器により重量を計測し、記録すること。

- ②フレコンを集積する場所にブルーシート(#3000以上)を敷き、フレコンを整然と並べたうえで、雨水や雪等にさらされないようにブルーシート(#3000以上)で覆い、シートが風等に飛ばされないよう、養生すること。
- カ) フレコンにあらかじめ記されている管理用の番号をもとに、運搬を開始した日付及び終了した日付、運搬の担当者の氏名、運搬に用いた車両の登録番号等を記録すること。鶏ふんを詰めたフレコンについては、カ) ①の重量計測結果が記載された計量証明書もあわせて保存すること。
- キ) 協力業者等に運送のみを委託する場合、道路運送業許可を取得している業者へ委託すること。

### (3) 鶏ふんの処分

- ア) 全量を再生して、鶏ふんの処分を行う。再生は、放射性物質汚染対処特措法第2条第2項に規定する「廃棄物」に該当する残渣を生じさせない方法により行うこと。焼却時の熱回収は再生の方法として認めないので、留意すること。
- イ) 鶏ふんの処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（鶏ふんの処分に係る許可を受けているものに限る。）において行うこと。
- ウ) 処分にあたっては、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（平成25年3月第2版 環境省）」に従って、飛散防止や空間線量測定（7日に1回。処分を行う施設の敷地境界4点及び敷地重心付近1点の計5点。）等の必要な措置を講じること。
- エ) 処分前の鶏ふんを一時的に保管する場合は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（平成25年3月第2版 環境省）」に従って、飛散防止、空間線量測定（7日に1回。処分を行う施設の敷地境界4点及び敷地重心付近1点の計5点。）、地下水中の放射性物質濃度の測定（1月に1回。保管場所周縁の1箇所。）等の必要な措置を講じること。

## 3. 提出書類等

### (1) 作業計画書

- ア) 受注者は、本業務に着手する前に業務遂行に必要な手順や工法等についてまとめた作業計画書を作成し、それを遵守し業務にあたらなければならない。
- イ) 作業計画書の内容については、環境省担当官へ提出し承諾を得なければならない。
- ウ) 受注者は、作業計画書の作成にあたっては、次の事項を記載しなければならない。  
なお、環境省担当官が作業計画書の補足又は追加を求めた場合には、それに応じなければならない。

- ①業務概要
- ②計画工程表
- ③現場組織表
- ④指定機械
- ⑤主要機械
- ⑥主要資材
- ⑦作業方法
- ⑧作業管理計画
- ⑨安全管理

- ⑩緊急時の体制及び対応
- ⑪交通管理
- ⑫環境対策
- ⑬現場作業環境の整備
- ⑭その他

エ) 作業計画書の内容に工期や施工方法等の重要な変更が生じた場合は、環境省担当官に説明し作業計画書を修正しなければならない。なお、修正した作業計画書は、日付や内容を一覧表にして加除式で作成するものとする。

## (2) 業務車両届等

- ア) 本業務に使用する車両に関する「業務車両届」(使用車両の変更の場合にあつては「業務車両変更届」)を車検証、任意保険証、自賠責保険の写しを添付し、業務を開始する前に提出すること。
- イ) 本業務の従事者に関する「業務従事者届」(業務従事者の変更の場合にあつては、「業務従事者変更届」)を作業開始する前に提出すること。

## (3) 作業日報等

- ア) 業務日ごとに作業内容の分かる「作業日報」を作成すること。
- イ) 作業日報には、どのように作業を行っているかが分かり、かつ、日付と作業内容を記載した黒板を含めて撮影した写真を添付すること。

## (4) その他環境省担当官が指示する書類等

## 4. 法令遵守

本業務に係る作業を実施するにあたっては、当該作業に係る関係法令等を遵守すること。想定される関係法令等は、以下のとおり。

- ・放射性物質汚染対処特措法
- ・放射性物質汚染対処特措法施行規則
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・除染電離則
- ・除染等業務に係わる電離放射線障害防止規則(「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、その他関係するガイドライン等を含む。)
- ・道路交通法
- ・道路運送車両法
- ・個人情報保護法
- ・その他関係法令等(「特定廃棄物関係ガイドライン」、その他関係するガイドライン等を含む。)

## 5. 必要経費の負担

- (1) 本業務では、人件費、燃料代、その他消耗品及び諸経費等の業務に必要な一切の経費を含むものとする。
- (2) 使用するフレコン(3年耐候性)、ブルーシート等の破損・消耗品等は、受注者負担

とする。

- (4) 除染電離則に基づく放射線防護に要する費用（保護具装具費（サージカルマスク）、安全講習費）は受注者負担とする。
- (5) 内部被曝検査は、環境省にて受診するものとする（無料）。受診の際は事前に必要書類に記載の上予約をすること。詳細については環境省担当官と協議すること。

## 6. 損害賠償

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全て受注者の負担により賠償するものとする。
- (2) 受注者は、作業遂行中に事故、車両火災等が発生した場合は、速やかに環境省担当官に報告するとともに、損害賠償責任その他一切の責を負ってその処理にあたるものとする。

## 7. 留意事項

- (1) 本業務に当たっては、業務責任者を選任すること。
- (2) 作業は、安全及び事故の未然防止を常に心がけ、環境省担当官の指示に従って行うこと。
- (3) 受注者は、荒天の前には十分な対策を講ずるとともに荒天後は速やかに現場確認を行い、必要な措置を講ずること。
- (4) 本業務は避難指示準備区域であるが、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染電離則」という。）に規定する「除染等業務」、又は「特定線量下業務」に該当する作業を行うに当たっては、除染電離則に従い、必要な措置を講ずること。
- (5) 放射性物質汚染対処特措法及び同法施行規則により、本業務の内容のうち廃棄物の集積・運搬・一時保管に直接関係する部分について受注者が再委託（当該部分を他の者に委託することをいう。以下同じ。）を行う場合には、本業務の委託契約に係る契約書（契約書の添付書類を含む。）に、受注者が当該再委託をしようとする者を記載すること等の措置が必要となるので、留意すること。また、当該再委託を受けた者が、当該部分をさらに他の者に委託すること（再々委託）は禁止されているので、留意すること。
- (6) 受注者は、本業務の内容の一部を他の者に委託する場合は、地元事業者（浜通り、中通り地方に本店を有する事業者）を優先的に利用するよう努めること。また、受注者は、本業務に係る作業従事者を雇用する場合には、地元雇用に配慮すること。
- (7) 本業務の履行にあたって疑義が生じた場合、環境省担当官と別途協議を行う。

## 8. 業務履行期間

契約締結の翌日から平成26年6月30日(月)までとする。

なお、本業務の処理が上記期間内に終了したと環境省担当官が認めた場合は、その時点で終了するものとする。

## 9. 成果物

- ・印刷物（紙媒体）及び電子媒体（DVD-R）
- ・3. に掲げる書類及びその他環境省担当官が指示する書類の複写をまとめた報告書と  
りまとめ提出すること。
- ・紙媒体：報告書 3部（A4版）
- ・電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R） 3式  
（各アプリケーションソフト作成データ及びそのPDF）  
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
- ・提出場所：東北地方環境事務所 福島環境再生事務所 北庁舎  
（福島県福島市栄町 1-35 福島キャピタルフロントビル 7F）

## 10. 支払い

支払いは、作業日報、報告書等で運搬及び処分を実施した鶏ふん等の重量等を環境省担当官が確認した上で、請求書に基づき支払うものとする。このため、受注者はあらかじめ入札額の内訳を提出し、業務完了時においてその内訳を基に運搬及び処分を実施した鶏ふん等の重量等に応じて精算するものとする。

### 11. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 12. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、受注者は、環境省情報セキュリティ

ポリシーに準拠したシステムを構築すること。

- (6) ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあつては、環境省 Web サーバ（[www.env.go.jp](http://www.env.go.jp)）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインとなる「\*.go.jp」を利用すること。
- (7) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

別記1 主な数量(想定)

項目	単位	数量	備考
鶏ふん	m <sup>3</sup>	897	
金属、コンクリート等	m <sup>3</sup>	2.5	
水質検査(放射能測定 Cs134,Cs137)	検体	12	
空間線量測定	測点	80	

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 190 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 191 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・ 文章；ワープロソフト Justsystem 社 一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
  - ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
  - ・ 画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。